

一般登録者の傷病等による介助者の同乗について

1 内容

一般登録者であっても傷病等により一人での利用が困難な場合には一時的には、未登録の介助者が同乗できる。(登録及び住所要件は必要なし)

2 介助者同乗の範囲

	対象者	利用条件緩和 (介助者の乗車)	備考
1	障害者手帳所持者 (身体・知的・精神)	○	交付済みの介助者カードの提示 (1人のみ)
2	要介護(要支援)認定者	○	交付済みの介助者カードの提示 (1人のみ)
3	一般登録者	①負傷者	○ 介助者利用届出書の提出 (乗車時に記入・提出)(1人のみ)
		②疾病者	△ ①と同様であるが、症状次第(感染症等)で乗車自体不可
		③上記以外 (通常)	×

が本格運用となる箇所

3 利用者利用料

対象者	利用者利用料
利用登録者本人(一般登録者)	1乗車300円
介助者	1乗車150円

4 その他

- (1) 一般登録者であって介助者を同乗させようとする者は、予約時に介助者が同乗すること及び介助者が同乗する理由等を運行事業者に申し出る。
- (2) 一般登録者が介助者と同乗する際は、武蔵村山市乗合タクシー介助者利用届出書の次の項目について記入し、運行事業者に提出しなければならない。
 - ① 乗車年月日
 - ② 利用登録者氏名(一般登録者)
 - ③ 介助者氏名及び住所
 - ④ 利用登録者との関係
 - ⑤ 乗降場所及び介助者が同乗する理由